

し尿処理証紙の廃止のお知らせ

本町では、現在、し尿や浄化槽汚泥等のくみ取りに係る手数料を収入証紙によって徴収しているところですが「事前に準備すべき証紙の金額が分からない」「受け渡しに時間と手間がかかる」など、ご利用の皆さまから不便であるとの声が多く寄せられていました。

このことから、**6月1日(休)以降は、し尿処理証紙（以下「証紙」という。）を廃止し、納入通知書による徴収に変更**します。なお、変更にあたり下記のとおり取り扱いますので、大変お手数をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■廃止日までの証紙の購入方法

5月31日(休)までにくみ取りを行った場合は、証紙による納入となりますが、廃止後に未使用証紙がお手元に残ることを防ぐため、**5月31日までの間、くみ取り委託業者に証紙売りさばき人を同行させますので、証紙は事前に購入せず、くみ取り時に必要な額を購入してください。**

混乱を避けるため、**4月1日以降、店舗での証紙の販売は中止**します。

ただし、3月くみ取り実施分までに未納がある場合で、証紙を事後購入する必要があるときに限り、5月31日まで、役場出納室窓口、各支所と各連絡事務所まで販売します。

■未使用証紙の取り扱い

廃止までに使いきれなかった未使用証紙は、口座振替により返金します。返金には手続きが必要となりますのでご了承ください。

返金手続の受付開始は、6月1日です。

平成30年度以降に証紙による納入を一度でも行ったことがある方に対しては、個別に通知文書を発送済みですので、同封の「証紙の返金手続について」を参照のうえ証紙の返還と返金請求を行ってください。

現在、証紙による納入を行っている方で、文書が届いていない場合は、下記担当までご連絡ください。

■証紙廃止後の納入方法

6月1日のくみ取り実施分から、納入通知書による納入に変更となります。

くみ取りを行った翌月10日ごろに納入通知書を発送しますので、納入期限までに次の場所または方法でお支払いください。

【納入通知書による支払いが可能な場所など】

役場窓口

・役場出納室窓口 ・各支所 ・各連絡事務所
指定金融機関 ・大地みらい信用金庫

収納代理金融機関

・北海道労働金庫中標津支店
・道東あさひ農業協同組合
・中春別農業協同組合 ・計根別農業協同組合
・中標津町農業協同組合 ・標津町農業協同組合
・別海漁業協同組合 ・野付漁業協同組合
・釧路信用組合中標津支店
・北海道銀行中標津支店 ・道内のゆうちょ銀行

コンビニエンスストア

・セブンイレブン ・デイリーヤマザキ
・セイコーマート ・ヤマザキデイリーストアー
・ローソン系列店 ・ニューヤマザキデイリーストア
・ファミリーマート ・ポプラ ・スリーエイト
・ヤマザキスペシャルパートナーシップ
・ミニストップ ・くらしハウス
・コミュニティストア ・生活彩家
・ハマナスクラブ(ハセガワストア、タイエー)
・MMK(コンビニ収納対応端末) 設置店

スマートフォン決済

・LINE Pay(ラインペイ) ・PayPay(ペイペイ)
・au Pay(エーユーペイ) ・Pay B(ペイビー)
・楽天銀行アプリ

問合せ／町民生活担当 (内線1211~1213)

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

5月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日まで**に、お申し込みください。

し尿のくみ取りはあらかじめ計画を立てて実施しているため、災害時等を除き、急な申し込みはすぐに対応できない場合があります。し尿処理の業務に影響が生じますので、必ず期限までの申し込みをお願いします。

問合せ／町民生活担当 (内線1212・1213)

【くみ取り申込先】

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

役場町民課窓口と各支所、各連絡事務所でも受け付けできます。

なお、6月くみ取り分から、申込先は役場町民課と各支所、各連絡事務所のみとなります。

【定期くみ取りの申込みができます】

2カ月に1回、半年に1回など、定期的なくみ取りを申し込むことができます。申込書の提出が必要ですので、上記のくみ取り申込先にお問い合わせください。



後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者健康診査を実施します

4月から後期高齢者健康診査を実施します。町内各病院と集団健診の会場で受けることができます。



健康診査を受けることで こんな良いことがあります

- 病気を悪化させない生活の工夫について知ることができます。
- 自分の健康を自分で確かめることができます。
- 今の健康生活を続けていく励みになります。
- 生活習慣病を軽症のうちに見つけることができます。
- 病気が悪化していないか確かめることができます。

健診受診者へご協力をお願い

受診の際には、手洗いやアルコール消毒、検温、マスクの着用など、新型コロナウイルス感染予防にご協力をお願いします。

感染状況により、医療機関での受診をお控えいただく場合や、集団健診の中止または日程が変更となる場合があります。その場合は町ホームページや健診会場への掲示等でお知らせします。

次の方は受診をお控えください。

- 発熱（平熱より高い体温、あるいは37.5℃以上）、せき、呼吸困難、鼻水、倦怠感などの症状がある方
- 過去2週間以内に発熱があった方、感染拡大している国に訪問した方、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者との接触歴がある方

■対象者 後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上の方など）

受診場所	実施医療機関 ※1	集団健診会場
実施期間	4月20日(水)から翌年2月28日(火)	本紙32、33ページ「各種健康診査等のお知らせ」健診機関別日程表をご確認ください。
受診方法	健診希望日の1週間前までに医療機関に連絡して、受診日を予約してください。	健診希望日の2週間前までに下記担当へお申し込みください。
健診料(自己負担額)	無 料	
持参するもの	被保険者証、受診券、質問票 <ul style="list-style-type: none"> • 4月上旬に受診券と「実施医療機関」用の質問票を郵送します。 • 「集団健診会場」を希望する方は、質問票の種類が異なりますので、お申し込み後に別途郵送します。 	
健診内容	問診、身体計測、血圧測定、血液検査（血糖、肝機能、血中脂質）、尿検査（腎機能）、血清クレアチニン	

※1 実施医療機関は、町立別海病院、西春別駅前診療所、尾岱沼診療所になります。

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1241～1243）

野犬掃とうのお知らせと犬の適正飼育のお願い



本町では、狂犬病予防、町民や家畜への被害防止のため「狂犬病予防法」「別海町畜犬取締及び野犬掃とう条例」に基づき、野犬掃とうを行っています。

つながれていない犬を捕獲した際に、飼い主を特定できないときや、人または家畜等への危険防止のため緊急を要するときには、野犬とみなし、処分する場合があります。

万が一、犬が逃げ出した場合、鑑札を確認し保護する事ができますので、飼い犬は町に登録し、鑑札を首輪に付ける等、適正な飼育をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1212）